

碧南市協働のまちづくりに関する基本条例

逐条解説

本条例は、平成22年度に「へきなんの協働を考える会」より提出された提言書「へきなんらしい協働のあり方」に基づき、碧南市をより良いまちにするために、市民と行政とが協働でまちづくりを進めるうえでの基本ルールとして制定したものです。

策定にあたっては、「碧南市民協働推進会議」において、市民委員の皆さんと、職員委員とで議論された、まちづくりに対する思いをできる限り反映して条文を作成しました。ここでは、各条文に込められた思いや碧南市の現状などを分かりやすく解説しています。

【目次】

1. 前文	1
2. 第1章（総則）	3
3. 第2章（基本原則）	6
4. 第3章（市民と行政の協働）	10
5. 第4章（市民公益活動）	17
6. 第5章（地域自治）	21
7. 第6章（雑則）	23



碧南市協働のまちづくりに関する基本条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 基本原則（第4条～第8条）

第3章 市民と行政の協働（第9条～第17条）

第4章 市民公益活動（第18条～第20条）

第5章 地域自治（第21条、第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

【前文】

碧南市が誕生した頃の地域社会では、住民総出の清掃活動や地域での子どもの見守りなど、顔を合わせ、あいさつを交わす、住民同士のつながりが地域を支えていました。

時代とともに、「まちをきれいにしたい」、「子どもを安心して遊ばせたい」、「老後を豊かに過ごしたい」といった願いは、様々な公共サービスとなって、私たちに提供されてきました。一方で、生活圏の拡大などにより私たちが自ら地域に関わる機会は減り、地域でのつながりは徐々に薄れているように感じられます。

衣浦港、矢作川、油ヶ淵と、水との関わりの深い本市は、台風、地震、津波といった自然災害の脅威とは無縁ではありません。少子高齢化、人口減少社会を迎えた今日、私たちの生活の安心・安全をこれからも維持していくためには、地域での日常的なつながりを見つめ直し、防災を始め、防犯、子育て、孤独といった多様化する地域課題を皆で協力して乗り越えていかなければいけません。幸い、「まちの役に立ちたい」という思いを持った市民は大勢います。その思いを大切にしながら、誰もが気兼ねなく、気軽にまちづくりに参加できる協働の仕組みがあれば、人と人がつながり、喜びを感じられるまちを作っていくことができるはずです。

私たちは、子どもからお年寄りまで、まちづくりの担い手である市民一人ひとりが、互いに支え合い、感謝し合うことで、この碧南市を、さらに住みよい、住み続けたいまちとして次の世代に引き継いでいきたいと願っています。この願いを実現するために、私たちは、協働のまちづくりを推進する際の基本ルールとして、この条例を定めます。

【解説】

この条例の制定目的や「今なぜ、協働が必要なのか？」といったことを簡潔に表現しています。

碧南市における協働の目標は、「子や孫の世代に負担を残さないこと」、「地域社会で人と人がつながり、生きがいや幸せを感じられること」であり、市民協働の推進は、平成22年3月に策定された市

のまちづくりにおける最上位計画である、「第5次碧南市総合計画」でも重点施策として位置付けられています。

協働のまちづくりを進めるためには、あいさつや近隣住民との助け合いを通じた「面識社会^{※1}」を構築することが必要です。地域で人と人がつながり、会話が生まれることは、地域の課題や自らの役割に気付き、行動するための第一歩であり、地域での日常的なつながりは、地震などの緊急時に自らの安心・安全を守ることに役立ちます。

右肩上がりの経済成長によって、私たちの生活は豊かになりました。その反面で、生活スタイルや価値観の多様化により、地域に関わる機会は減り、自らが暮らす地域への関心、隣近所とのつながりは、徐々に薄れているように感じられます。この間の生活の変化に伴い、地域が抱える課題も多様化しており、行政の画一的なサービスだけでは、解決が難しいものも少なくありません。

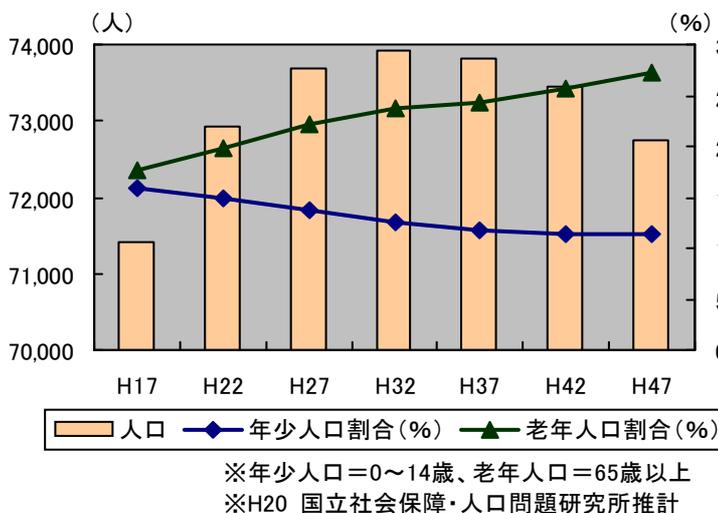
人口減少の時代を迎え、今後の大幅な税収の伸びが期待できない中で、少子高齢化の影響により、医療、介護などにかかる経費（扶助費^{※2}）は毎年増大する傾向にあります【図1、図2】。このような状況の中、これからもセーフティネット^{※3}を維持し続けていくためには、行政が「あれも、これも」を担うには限界があります。

これからの「まちづくり」は、多様化する地域の課題を自らのこととして捉え、まちづくりの担い手である市民と行政とが役割を分担し、互いに連携、協力（協働）して解決に取り組むことが必要です。

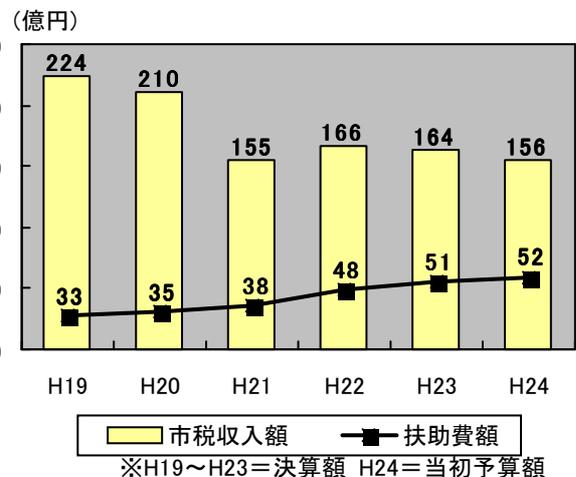
町内会などの地縁組織やボランティア団体、NPO法人など、「地域のため」、「社会のため」に活動している人は大勢います。また、これから活動を始めようとしている人や「何か役に立ちたい」と思いながらも、一步を踏み出すきっかけが見出せない人など、地域には様々な人がいます。そうした人たちが気楽に集まり、互いに認め合い、話し合える場や自らのできる範囲で気楽に参加できる活動機会があれば、その一步を踏み出すきっかけにもなり、仲間が増え、輪が広がることで活動に喜びを感じられるようになります。

前文では、この条例制定の理念として、地域の課題を皆で一緒に考え、乗り越えていくことで、碧南市をさらに住みよい、住み続けたいまちとして、子や孫の代へ受け継いでいきたいという思いが込められています。

【図1】碧南市の人口と少子高齢化率の推移(推計)



【図2】碧南市の市税収入と扶助費の推移



※1 面識社会…お互いに顔と名前の分かる地域社会。

※2 扶助費…社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対し、国や地方自治体が行う支援に要する経費。

※3 セーフティネット…社会全体の安全や安心を提供するためのしくみ。社会保障。

【第1章 総則】

(目的)

第1条 この条例は、市のまちづくりに関する基本的事項を定め、市民及び行政がそれぞれの役割及び責務を果たし、地域で人と人がつながることにより、生きがいや幸せを感じることのできる社会を実現することを目的とする。

【解説】

本条例の制定目的を明らかにしています。

本条例は、まちづくりにおける市民と行政それぞれが果たすべき役割や責務、市政への市民参加の方法など、協働によるまちづくりを推進する際のルールとして定められています。このルールに基づいてまちづくりを推進することで、地域のつながり（絆）を深め、生きがいや、幸福感のある地域社会を築くことを、条例の趣旨としています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において活動若しくは事業（以下「活動等」という。）を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 行政 市長及びその他市の執行機関をいう。
- (3) まちづくり 碧南市をより住みよいまちにしていくために、市民及び行政が行うあらゆる活動等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動等
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動等
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動等
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動等
 - オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある活動等
- (4) 協働 市民と市民が共通の目的を実現するため又は市民と行政が共通の目的を実現するためにそれぞれが果たすべき役割及び責務を認識し、相互に補完及び協力することをいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち、行政が担う部分をいう。
- (6) 市民公益活動 まちづくりのうち、市民が自らの意思に基づいて継続的に行う社会的な利益の増進を図ることを目的とする活動等をいう。
- (7) 地域自治 市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、市民公益活動等を通じて自らその課題を発見及び解決していくことをいう。

【解説】

この条例で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義しています。

(第1号) 「市民」

市内に住所を有する個人（住民）だけでなく、市内に通勤・通学する人や事業者、NPO法人、ボランティア団体、地縁組織なども含めて「市民」と定義しています。

地域の課題を解決し、住み良いまちを作るには、まちづくりへの多様な市民の協力が必要です。

(第2号) 「行政」

市の代表者である市長を始め、地方自治法第180条の5に規定されている執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）を指しています。

(第3号) 「まちづくり」

行政が行う事業だけでなく、市民が行う公益的な活動も含めて「まちづくり」と定義しています。ただし、企業等が行う営利目的の活動や、宗教活動、政治的活動については、それがより良い地域づくりを目指す目的であったとしても、本条例の規定の対象からは除外しています。

なお、「特定の公職」は、衆議院議員、参議院議員、市及び県議会の議員、市長を指します。

(第4号) 「協働」

「自助、共助、公助（補完性の原則※【図1】）」を原則として、市民と市民あるいは市民と行政が、お互いの信頼のもとに自主性を尊重し、対等な立場で補完・協力しあって、より良いまちづくりを行うことと定義しています。市民と行政とが一緒に何かを行うことだけでなく、市の業務の一部を市民が担うことや市政への市民参加も、広い意味での「協働」と言えます。

(第5号) 「市政」

道路や公共施設の整備、社会保障施策など、まちづくりのうち行政が行うものを言います。

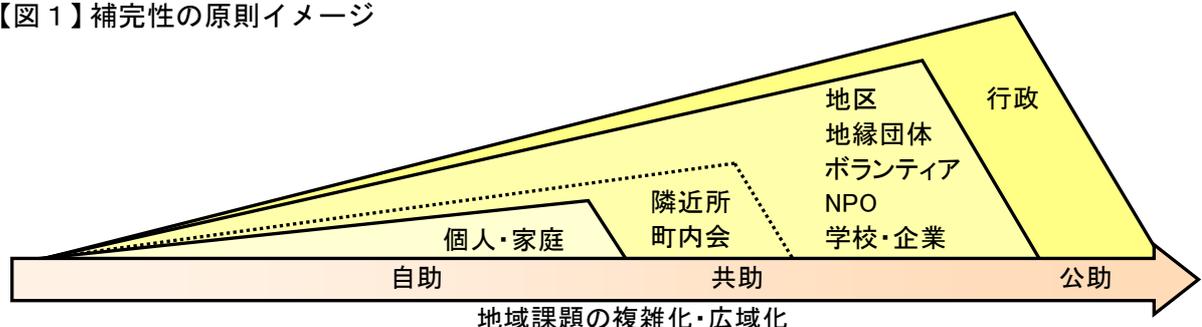
(第6号) 「市民公益活動」

まちづくりのうち市民が行うものを言います。

ボランティア団体やNPO法人のように、特定の分野（テーマ）をもつ活動だけでなく、地縁団体が、特定の地域において、地域の活性化や住民の親睦を図るために行う活動、民生委員や青少年育成推進員などの行政からの依頼を受けて行う活動も市民公益活動に含みます。

自らができる範囲で自発的に活動することが理想であり、望ましいことですが、人によって「やらされている」と感じる活動であったとしても、それは社会的な利益の増進につながっています。

【図1】補完性の原則イメージ



※補完性の原則…地域の課題の解決に向けて、住民自らができることは自らやる（自助）、個人での解決が難しい場合は家族や隣近所、町内会などが協力して行う（共助）、それでも解決できないことは行政が行う（公助）といった考え方。

(第7号) 「地域自治」

地域の課題を、市民自らが発見、解決し、地域を「自ら治める」と定義しています。

地域自治活動の中心を担っている町内会などの地縁団体では、役員のなり手不足や負担の集中といった問題を抱えています。地域自治を推進するためには、地域の様々な個人、団体が連携、協力して、個々の負担を軽減していくことが不可欠です。

実際の活動に参加できなくても、日頃のあいさつや井戸端会議などを通じて住民同士がつながることも、地域自治の推進にとって大切なことです。

(条例の位置付け)

第3条 市民及び行政は、まちづくりを行うに当たってこの条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 行政は、他の条例、規則、計画等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【解説】

本条例の位置付けと、市の他の条例等（計画、規則、要綱など）との関係を規定しています。

(第1項)

本条例が、まちづくりを行う際の市民と行政それぞれの役割、責務を定めたものであることから、市のまちづくりにおける重要な規範として尊重されるものと位置付けています。

(第2項)

条例間での優劣はありませんが、本条例をまちづくりの基本ルールと定めていることから、他のまちづくりに係る条例等の制定、改廃にあたっては、本条例の趣旨、理念を尊重することと規定しています。



【市民協働推進会議での検討の様子】

【第2章 基本原則】

(基本原則)

第4条 市民及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、まちづくりを行うものとする。

- (1) 人種、国籍、性、年齢、思想、地域、職業等にかかわらず、互いの立場を尊重するとともに対等な関係であること。
- (2) 次の世代に配慮し、将来にわたって持続可能な社会を築くよう努めること。
- (3) まちづくりに必要な情報を相互に提供及び共有し合うこと。

【解説】

協働のまちづくりを進めるにあたり、市民と行政に共通する基本原則を定めています。

(第1号)

まちづくりを行う際の大前提として、市民一人ひとりの立場を尊重するとともに、対等であることを掲げています。より良いまちを作っていくためには、特定の市民に利益や負担が集中するのではなく、様々な立場の市民が対等な関係で、互いに連携・協力するしくみが必要です。

(第2号)

少子高齢化、人口減少時代にあっても住み続けられる、自主自立のまちを目指すことを掲げています。まちづくりは、子や孫の世代のことも考え、将来に向けて継続できるものである必要があります。

(第3号)

まちづくりに関する情報は、市民、行政のどちらか一方から提供されるものではなく、市民と市民、市民と行政とが互いに提供し合い、共有するものです。特に地域住民は、行政では知り得ない情報を持っていることも多いため、相互のコミュニケーションを密にして、情報を共有することが必要です。

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに関して次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、又は提案すること。

【解説】

協働のまちづくりを進めるうえの「市民の権利」として、3つを規定しています。

(第1号)

行政との情報を共有するために、市民の「知る権利」を保障しています。市民はまちづくりに関して、行政の持つ情報の提供を受けることや、市情報公開条例に基づく公開請求を行うことができます。

(第2号)

政策の形成から執行、評価にいたるまでの市政の各段階に、市民が自発的に参加する権利を保障しています。参加の方法等については、第13条に規定しています。

(第3号)

第13条に規定する市民参加方法のほか、市長への手紙や地区ミーティング（地区懇談会）などの各種の取組を通じて、市民が市政に対する意見や提案をする権利を保障しています。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を負う。

- (1) まちづくりの主体であることを認識すること。
- (2) 市政に関する情報を知るよう努めること。
- (3) 自らができる範囲において、まちづくりに参加及び協力すること。
- (4) まちづくりの担い手として、自らの発言及び行動に責任をもつこと。

【解説】

市民の権利と対になる「市民の責務」として、4つを規定しています。

(第1号)

行政などに任せて、「やってくれない」、「聞いてくれない」と言うだけではなく、自らがまちづくりの主体としての自覚を持ち、「自分にできることを考える」という基本姿勢を定めています。

(第2号)

行政からの情報を待つだけでなく、分からない事を積極的に行政に聞いたり、自ら調べたりする姿勢を持つように努めることを定めています。

(第3号)

「まちづくりへの参加、協力」を定めていますが、参加が義務的になってしまうことや頑張りすぎて継続できなくなることをないように、「自らができる範囲で」という表現を加えています。

まちづくりへの参加は強制されるものではないため、活動への参加、協力を求める側にも、第4条に規定する、「互いの立場を尊重する」姿勢が求められます。

(第4号)

市民に保障される権利に伴う責務及び社会的規範を確認するための規定です。

まちづくりに参加する際の基本的な心構えとして、自らの主張を押し付けたり特定の個人や団体を誹謗中傷したりするのではなく、一人ひとりの意見を尊重し、より良い合意形成に至るための責任ある発言、行動を求めています。

(行政の責務)

第7条 行政は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 公正かつ公平に市政を運営すること。
- (2) 効率的かつ効果的な市政の運営に努めること。
- (3) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供すること。
- (4) 市政の運営に当たって、市民の意向を的確に把握すること。
- (5) 市民から出された意見、提案、要望等について、誠実に説明及び応答するよう努めること。
- (6) 市民公益活動の支援を適切に行うこと。

【解説】

市民と協働でまちづくりを行ううえでの行政の責務として、6つを規定しています。

(第1号)

「公正かつ公平」は、市政を運営するうえでの最も基本的なことです。しかしながら、公正かつ公平ゆえに迅速さに欠ける面もあり、これが行政の弱点になる場合もあります。

市民と行政が協働することは、こうした弱点を補う効果も期待できます。

(第2号)

「効率的で効果的な市政運営」は、地方自治法にも規定される地方公共団体の当然の責務です。経費節減や無駄の削減といった財政面での改革を行うだけでなく、時代の変化に対応した職員配置や組織編成などにより、行政サービスの質の維持、向上に努めることが必要です。

(第3号)

市民への情報提供については、今でも様々な手法で行われていますが、「分かりやすさ」という点では、さらなる努力が求められます。

行政には、常に市民の目線に立った情報提供を心がけることが求められています。

(第4号)

市民の意向を的確に把握し、市民ニーズに応えるためには、それぞれの施策における情報収集のほか、施策の計画段階からの市民参加が必要です。

「市民参加」については、第13条以降で詳しく規定しています。

(第5号)

市民からの意見、提案、要望だけでなく、時には苦情などについても、行政は誠実に説明および応答責任を果たさなければいけません。即答できないような意見に対しても、回答期限や途中経過などを明確にするなど、誠実に対応することで、市民との信頼関係を築くよう努めなくてはなりません。

(第6号)

市民公益活動に対して、状況に応じて「適切」に人的、財政的支援を行うことは、活動の自立を促し、活性化させることにもつながります。市民の活動を支援する際は、「自立を促す」という視点を持ち、活動の自主性や市民の「やる気」を高めることが必要です。

(職員の責務)

第8条 行政の職員は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 市民全体のために働く者として、公正かつ公平に職務を遂行すること。
- (2) 職務の遂行について法令等を遵守すること。
- (3) 市政の課題に的確に対応するための知識及び技能の修得に努めること。
- (4) 自らも市民であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組むこと。

【解説】

行政職員の服務は、地方公務員法等に規定されており、本条例では、行政の職員も「市民」に含まれています。本条では、それを確認し、職員の自覚を促すために、4つの責務を規定しました。

(第1号、第2号)

地方公務員法では、行政職員が「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては「全力で専念しなければならない」と定められています(サービスの根本規準)。

ここでは法の規定に基づき、行政職員に求められる基本的な義務を確認しています。

(第3号)

行政職員自らの、能力向上に努める責務を定めています。

持続可能なまちづくりを進めるために、行政職員は日頃から積極的な自己研鑽に努め、日々変化する市政の課題に対し、柔軟に対処できるよう備えなければいけません。

(第4号)

行政職員も市民としての責務を果たし、まちづくりに積極的に参加することを定めています。

行政職員が、地域の一員としてまちづくりに参加することは、行政への市民の理解を高めるだけでなく、行政が市民ニーズを知る機会にもなり、両者のより良い関係づくりに役立ちます。

【第3章 市民と行政の協働】

(市民と行政の協働の推進)

第9条 行政は、市民の意見を反映し効果的に市政を運営するために、市政における政策の形成、執行及び評価の過程において、市民と協働する機会を整備するよう努めなければならない。

【解説】

施策の実施にあたっての、市民と行政の協働の原則を定めています。

市の施策のうち、市民と協働して実施することでより高い事業効果を得られるものや、市民の専門性を発揮できるものについては、積極的に協働の手法を用いる必要があります。

市政への市民参加は、ともすると、行政のみで練り上げたプランに表面的な参加を求めるだけのように感じられることがあります。市民の意見を適切に市政に反映するには、計画のできる限り早い段階から、実施、評価にいたるまでの様々な場面で、広く市民参加を求めていく必要があります。

(情報公開)

第10条 行政は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、別に条例で定めるところにより行政の保有する情報を開示しなければならない。

【解説】

本条では、「市情報公開条例」に基づく情報公開制度について規定しています。

行政が保有する情報の開示は、行政による業務の仕方そのものを見直すきっかけにもなり、より効率的、効果的な職務の遂行に欠かせません。行政は、市民の知る権利を保障し、市民に対する説明責任を果たすことで、市政に対する市民の信頼を高め、開かれた市政の実現を図る必要があります。

(情報提供)

第11条 市民及び行政は、まちづくりに関する情報を互いに共有するために、多様な発信手段を用い、分かりやすく提供するよう努めなければならない。

【解説】

本条では、条例に基づく情報公開制度によらない情報の提供、共有について規定しています。

行政が、市民ニーズや地域の課題を把握し、市政運営に反映させるためには、市民からの情報提供が欠かせません。一方で、市民参加を促すために行政から情報を提供する際は、広報紙や市のホームページなどの従来からある情報伝達手段のほかに、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※などの双方向メディアを活用するなど、市民の年齢や活動分野に応じた多様な情報発信手段を用いることが重要です。

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）…趣味、職業、居住地などの共通する個人同士のコミュニティの場を提供することで、人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なつながりづくりを支援するインターネットを通じたサービスのこと。

(個人情報取扱い)

第12条 行政は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより個人情報の適正な取扱いをしなければならない。

2 市民は、まちづくりに関して個人情報を収集するときは、事前に収集の目的、取扱い等について、本人の同意を得るものとする。

【解説】

個人情報の取扱いについて定めています。

行政が積極的に情報を公開、提供する際、個人情報の収集、保管、利用などは、法令に基づいて適切に行わなくてはなりません。個人情報の保護と利用は、相反するものではなく、その有用性に配慮しつつ適切に扱われるものでなければなりません。

(第1項)

行政の保有する個人情報は、「市個人情報保護条例」等に基づき、適切に保護、管理する旨を規定しています。

(第2項)

まちづくりを行う過程で、市民が個人情報を取り扱う場合も、その収集、保管、利用に関しては、行政と同様に適切な管理を行うことが求められます。

個人情報の収集、利用にあたっては、事前に本人にその目的等を説明し、同意を得ることを原則としていますが、個々の事情により本人の同意を得ることが難しいことも想定されます。そうした場合でも、保護者等の関係者に目的等を説明し、同意を得るといった配慮が必要です。

(市民参加)

第13条 行政は、市政の運営に当たっては、多様な立場の市民の参加を促すよう努めるものとする。

2 行政は、市民参加の方法（以下「市民参加方法」という。）として、次に掲げるものを用いるものとする。

(1) パブリックコメント（市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、公表したものに対して市民からの意見等を求め、提出された意見等に対する行政の考えを明らかにするとともに、意見等を考慮して行政としての意思決定を行う一連の手続をいう。）の実施

(2) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号。）第138条の4第3項に規定する附属機関を含む。）への付議

(3) ワークショップ等（市民と市民又は市民と行政がまちづくりについて協議することで、市民の意見を集約する手法をいう。）の実施

(4) 市民説明会（行政が政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項についての説明を行い、市民と意見交換する場をいう。）の開催

3 行政は、前項の規定に掲げるもののほか、市政への市民参加を促すための仕組みを整備し、活用するよう努めなければならない。

【解説】

市民の市政への参加を促すための手法を規定しています。

(第1項)

市民の意見を市政に反映するためには、政策の立案、施策や事業の実施、評価などの様々な過程への市民の参加が欠かせません。本条では、そうした過程に、第4条第1号に掲げた多様な市民の参加を求めています。

まちづくりに対する幅広い意見を得るためには、特に、子どもからお年寄りといった、あらゆる年齢層の市民の参加が望まれます。

(第2項第1号) 「パブリックコメント」

行政が行う政策などの趣旨、目的、内容などを広く公表し、それに対しての市民の意見を募り、提出された意見を考慮して行政としての意思決定を行うまでの一連の手続きをいいます。

実施にあたっての具体的な事項は、「パブリックコメント実施規程」として別に定められています。

(第2項第2号) 「審議会等」

地方自治法で定められる行政の附属機関[※]のほか、学識経験者や市民などの意見を市政に反映させることを目的に、規則などを設けて設置される市民会議なども含めて「審議会等」としています。

(第2項第3号) 「ワークショップ」

公園や道路づくり、公共施設の計画や地域社会の課題を解決するための計画策定などに、様々な立場の市民が自ら参加して、共同作業により一定の方向性を見出すための会議をいいます。

「まちづくり討論会」、「勉強会」といわれるものも同様の手法として考えられます。

(第2項第4号) 「市民説明会」

行政がまちづくりに関する計画等の内容について説明を行ったうえで、市民と行政、あるいは市民同士で意見交換を行うことをいいます。

(第3項)

前項に規定した手法のほか、アンケートやインタビュー、市民モニター制度など、市民参加には様々な手法が考えられます。現在でも、窓口や電話、メールなどのほか、市長への手紙、地区ミーティングなどを通じて市政へ意見表明することができますが、行政は常に市民の声を集めるための仕組みの開発、実施や市民が意見しやすい機会の創出に努める必要があります。



※附属機関…市政の重要事項について審議、審査、調査、調停などを行うために、法律又は条例に基づいて設置される審査会、審議会、調査会といった機関（地方自治法第138条の4第3項）。介護認定審査会、環境審議会、公民館運営審議会など。

(市民参加の対象)

第14条 行政は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を市民参加の対象としなければならない。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）

(2) 市の基本的政策を定める計画の策定又は改定

(3) 広く公共の用に供するための施設の整備計画等の策定

(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

(5) その他行政が必要と認めるもの

2 前項第1号から第3号に規定する対象事項については、前条第2項各号に掲げる市民参加方法のうち、2つ以上を選択して実施しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参加の対象から除くことができる。

(1) 法令又は条例に別段の定めがある場合

(2) 行政が迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合

(3) 行政に裁量の余地がないと認められる場合

4 行政は、対象事項に関する案の公表をできるだけ早い時期に行うものとする。

【解説】

行政が市民参加を求める際に、担当部署によって判断が異なることのないよう、統一的な基準を規定し、その対象を明確にしています。

(第1項第1号)

本条例や「市環境基本条例」など、市の基本的な制度を定める条例や「市個人情報保護条例」などの市民生活に重大な影響を与える条例、「市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例」などの市民に義務を課し、権利を制限する条例の制定にあたっては、市民参加を求めることとしています。ただし、「市市税条例」などの金銭徴収に関するものについては、その性質上、市民参加の対象から除いています。

(第1項第2号)

市全体の長期的ビジョンとなる「総合計画」をはじめ、分野ごとの基本方針を定める「地域福祉計画」、「環境基本計画」、「都市マスタープラン」、「地域防災計画」、「緑の基本計画」、「生涯学習計画」などが挙げられます。

(第1項第3号)

地方自治法第では、住民福祉の増進を目的に地方公共団体が設置する施設を「公の施設」と定めています（第244条第1項）。本条では、公の施設の中でも、特に公園や公民館といった不特定多数の市民が利用する施設を「広く公共の用に供するための施設」と定めています。

(第1項第4号)

「憲章、宣言等」とは、「市民憲章」や「交通安全都市宣言」のように市政全般についての理念等を定めるものをいいます。

(第1項第5号)

前各号に定めるものだけでなく、市民の意見を反映することでより高い効果が見込まれる施策については、行政は積極的に市民参加の方法を用いる姿勢が求められることを定めています。

(第2項)

前項第1号から第3号までの対象事項については、特に市民が関心あるもの、あるいは市民の声を尊重すべきものと考えられます。これらについては、より多くの市民の意見を求めるために、第13条に規定する市民参加方法を複数実施することと規定しています。

(第3項第1号)

市民参加の対象事項のうち、法令等による一定の基準や制約があり、市民からの意見を取り入れる余地がほとんどないものについては、市民参加の対象から除外する旨を規定しています。

(第3項第2号)

災害等の不慮の事態、時間的な制約がある場合など、行政の意思決定に迅速性、緊急性が求められる場合や、軽易な案件については、市民参加の対象から除外する旨を規定しています。

(第3項第3号)

対象事項が、社会通念上の諸原則（平等原則^{※1}、信義則^{※2}など）に反する場合や、そもそも行政の裁量や検討の余地がないと認められる場合には、市民参加の対象から除外する旨を規定しています。

(第4項)

公の施設の設置など、行政の施策の中には、基本構想、基本計画、基本設計などの各段階において多額の経費を必要とするものがあります。できる限り早い段階から案を公表することで、計画の是非から市民が参加できるよう定めています。

※1 平等原則…憲法第14条に規定される「法の下での平等」。国民一人ひとりが国家との法的権利・義務の関係において等しく扱われなければならないという原則のこと。

※2 信義則…民法第1条に規定される「信義誠実の原則」。権利の行使、義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならないとする原則のこと。

(審議会等)

- 第15条 行政は、特段の事情がある場合を除き、審議会等の委員の全部又は一部を公募しなければならない。
- 2 行政は、特段の事情がある場合を除き、複数の審議会等の委員に同一の委員が就任する、又は特定の審議会等の委員を同一の委員が著しく長期にわたり務めることのないよう努めなければならない。
- 3 行政は、法令等で特別な定めがある場合を除き、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。

【解説】

市民の参加を促すため、第13条第2項に規定する審議会等についての具体的な運用について定めています。

(第1項)

地域、職業、年齢、性別等、多様な立場の市民参加を促すため、審議会等の構成員に公募による市民の選任を含めることを定めています。「特段の事情」には、法令等により委員構成が定められる場合や、公募しても市民の応募がなかった場合を想定しています。

(第2項)

前項同様、多様な市民の意見を市政に反映するため、同一の委員が複数の審議会等の委員を務めることや、長期にわたり特定の審議会等の委員を務めることのないように配慮することを定めています。

(第3項)

審議会等の運営の透明性を確保するため、法令等の定めがある場合を除き、原則として会議を公開するよう定めています。急を要する場合を除き、審議会等の開催については、事前に日程や議題を公表するとともに、傍聴に来られない市民のために会議録についても公開することとしています。



(行政評価)

第16条 行政は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、施策、事業等の経費及び成果に関する情報を市民と共有し、市民の評価を受けるよう努めなければならない。

2 市民は、市政を公正かつ公平に評価しなければならない。

【解説】

行政に対する、市民からの評価のあり方について規定しています。

(第1項)

事業成果等を振り返り、適正に評価をすることは、効果的な市政運営を行うために非常に重要なことです。現在、碧南市では、財政状況の低迷に起因した事業のゼロベース見直しのほか、「行財政戦略プラン」による各分野の事業見直し、行政サービスのあり方の検討を行っていますが、市民参加に基づく行政評価制度は確立していません。

今後、市民と情報を共有し、市民の評価を受けるための新たな仕組みを検討する必要があります。

(第2項)

市政への評価に市民が参加する際は、自らの立場や特定の活動からではなく、広い視野を持って、公平かつ公正な評価を行うことが必要です。そのためにも、評価に参加する市民自身が当該事項に関しての知識を有する必要があります。

(説明責任)

第17条 行政は、市政に関する政策の立案、施策及び事業の実施並びにこれらの評価に至るまで、その経過、内容、経費及び目標の達成状況等（以下「経過等」という。）について市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【解説】

行政の説明責任について定めています。

市政の透明性を確保し、市政への市民の信頼を得るために、行政は様々な時点をとらえて、市政に関する様々な事項を、見やすく、分かりやすい方法で説明しなければいけません。

【第4章 市民公益活動】

(市民公益活動の促進)

第18条 市民及び行政は、市民公益活動について理解を深め、尊重するとともに、市民公益活動の促進に努めるものとする。

2 行政は、市民公益活動を促進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 情報を収集及び提供する施策
- (2) 学習及び体験機会を提供する施策
- (3) 活動場所を提供する施策
- (4) 人材を育成する施策
- (5) 市民相互の協働を促進する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に必要と認める施策

【解説】

市民公益活動の促進のために、市民、行政が果たす役割などを規定しています。

(第1項)

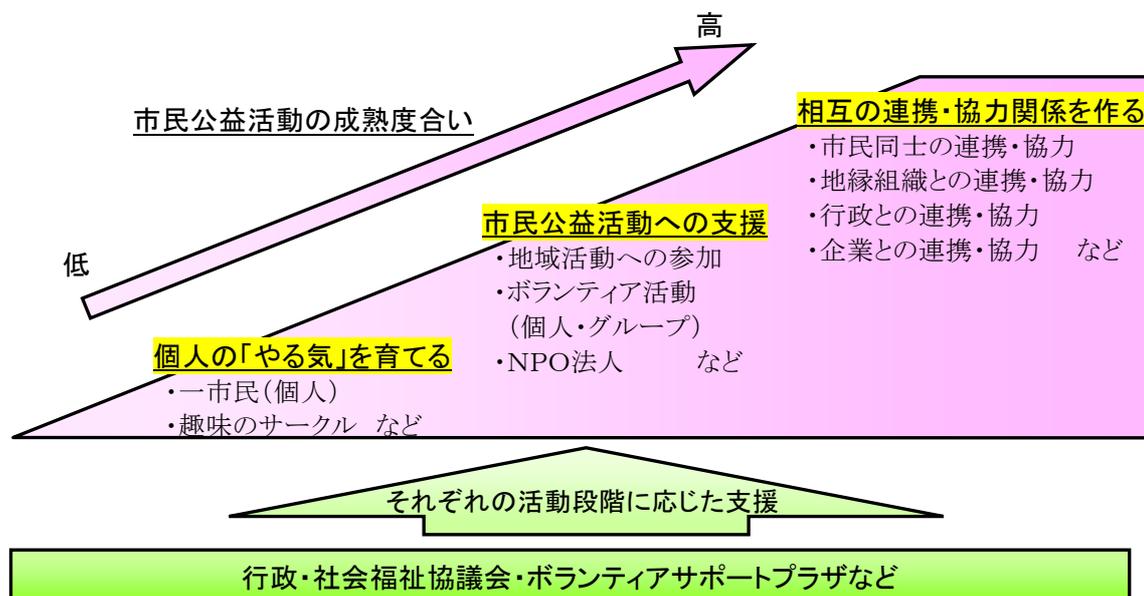
市民公益活動の促進には、地域活動やボランティア活動、NPO法人などで、既に市民公益活動を行っている市民のみでなく、すべての市民や行政が活動を理解し、尊重する必要があります。

(第2項)

市民公益活動の促進にあたっては、ボランティア団体やNPO法人などの分野別の活動だけでなく、町内会などの地縁団体の行う地域活動も含めて、市民が自発的・継続的に社会貢献活動に参加できるよう、市民の意識や活動の段階に応じた支援ができるよう努めることが必要です【図1】。

市民公益活動の支援は、ボランティアサポートプラザ（以下「サポプラ」という。）や社会福祉協議会などでも行っており、活動促進にあたっては、行政が単独で行うだけでなく、様々な組織が連携して行う必要があります。

【図1】市民公益活動の促進イメージ



(第2項第1号)

「何かやってみたい」という市民公益活動の初期段階から、NPO法人のような成熟した活動にいたるまで、活動のあらゆる場面、段階で、情報は必要不可欠です。サポプラや社会福祉協議会、公民館などが相談窓口となるだけでなく、行政は、ボランティア情報紙やメールマガジンの発行、ソーシャルメディア^{※1}の活用など、様々な手法を用いて情報を発信する必要があります。碧南市では、市民活動サイト「みなとも^{※2}」を開設し、団体情報、活動予定などの情報を収集、発信しています。

(第2項第2号)

「何か活動を始めてみたい」、「活動を始めてみたけど、方法がよく分からない」といった、活動の初期段階の市民を対象とした、学習会や体験機会の提供を意味します。

(第2項第3号)

継続的に地域住民のための活動を行っている町内会などの地縁団体では、区民館などに既に活動拠点を構えている場合もあります。また、公民館を始めとする市内の各施設では、会議室などの貸し出しを行っているほか、サポプラでも、団体やグループの活動場所としてミーティングルームを備えています。

NPO法人のように、社会的使命を持って長期的・継続的に活動を行う組織では、拠点の有無が活動に大きな影響を与えます。市民公益活動の促進にあたっては、例えば空き家の活用など、様々な視点からの活動拠点支援を検討する必要があります。

(第2項第4号)

市民公益活動に対する市民の意識は、人それぞれです。活動に無関心な市民には関心を持ってもらう施策、サークルのような活動を行う市民には公益活動に発展させる施策、公益活動を行う市民にはマネジメント能力向上などのリーダーを育成する施策など、活動の段階に応じた施策が必要です。

誰でも気軽に活動に参加できるようにするためには、自分の「できること」を登録し、それを必要とする市民とのマッチングを図る「人材センター」のような施策も考えられます。

(第2項第5号)

市内で活動する市民の間では、「お互い見たことはあるが、何をしている人か良く知らない」、「連携すればもっと良い活動ができるのに、その機会がない」ということがあります。

ボランティアやNPO活動、地域活動だけでなく、企業の社会貢献活動など、多様な個人、団体との交流、連携を通じて、他の活動を知ることは、自らの活動の幅を広げることにつながります。

様々な市民が交流し、情報交換や連携強化のきっかけとするには、地域内の様々な個人、団体が日頃から気軽に集まり、話し合いの機会を持つことができる「場」が必要です。サポプラでは、市民同士の協働を促進するために団体交流会などを開催し、市民間の連携支援を行っており、公民館、区民館なども、市民同士の交流、連携の場としての活用が期待できます。

(第2項第6号)

市民公益活動の促進のためには、前各号に掲げる施策のほかに、そもそもの市民の関心・参加を高めるための施策や財政支援など、様々な手法が考えられます。行政は、サポプラや既存団体などとも連携しながら、自発的で、自立した市民公益活動を促進する施策を行う必要があります。

※1 ソーシャルメディア…インターネット上で展開される情報メディアのうち、個人による情報発信やコミュニケーション、人のつながりを使った情報流通などの社会的要素を含むもの。ブログ、掲示板、動画共有サイトなど。

※2 みなとも…市民活動の活性化のために碧南市が開設したwebサイトで、ボランティアサポートプラザが運営を行っている。団体の活動情報や市民活動に関するイベント、各種講座などの情報提供、参加申込が可能。

(財政支援)

第19条 市長は、市民公益活動を促進するため必要があると認めるときは、当該市民公益活動を行う市民の自発的意思及び自立性を損なわない範囲において、必要に応じた財政支援を行うことができる。

2 市民は、行政から財政支援を受けて活動等を行う場合においては、経過等について市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【解説】

本条では、既存の補助制度の必要性を再確認する必要があるということ、新たな助成方法を検討する必要があるということを踏まえて、行政からの財政支援のあり方について定めています。

(第1項)

市民公益活動を行ううえでは、資金面において行政からの支援が必要と思われるものも少なくありません。しかし、限られた財源の中では、新たな補助金等を交付することは容易ではありません。

一方で、毎年固定的（既得権的）に活動補助を受けている団体では、補助金の使い切りや繰り越しが常習化し、その使途が適正かどうかのチェックがなされていないケースや、構成員に対して、会計報告がされていないといった問題点も指摘されています。

行政からの助成を受けるには、当然その要件を満たし、手続きを適正に行う必要があります。また、その使途についても、補助目的に沿った内容で適正に使われる必要があります。

公金から支出される補助金等は、厳正かつ効果的に交付されなければならない。行政は、安易な助成が市民や活動の自立性を損ねることにならないよう配慮しなければなりません。

同時に、第5章に規定する地域自治の推進のように、将来ビジョンの実現に向けた継続性のある活動に対しては、使途を限定する従来の補助金とは異なる形の財政支援も検討する必要があります。

(第2項)

行政からの財政支援は、当然のことながら市税等の公金で賄われています。助成を受けて活動を行う市民は、その財源が公金であることを十分に認識し、事業内容の報告や会計処理、証拠書類の保管等について市補助金交付規則等に基づき適正に行うとともに、それらの情報をオープンにして、活動に関わらない市民にも明らかにする必要があります。



(参入機会の確保)

第20条 行政は、市民公益活動を行う市民に委ねることにより効率的かつ効果的なまちづくりができると判断できる事務事業について、市民に市政への参入機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により市政に参入した市民は、経過等について市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【解説】

本条では、市民公益活動を行う市民の市政への参入について規定しています。

(第1項)

市民公益活動を行う市民には、その役割の一つとして、「新しい公共※」の担い手として、その特性を活かした形での公共サービスの提供が期待されます。

これまでも市では、公園や施設の管理を地域の団体等に委託したり、サポプラの運営をNPO法人に委託したりするなどの取組を行ってきました。将来的には、町内会、あるいは第22条に規定する「地域まちづくり組織」のような地域性を持った団体や、民生委員のような専門性を持って活動を行う市民が、自ら地域で課題を発見、解決するために市政へ参入することも期待されます。

市民公益活動を行う市民に、公共サービス事業への参入機会を提供することは、これまでの行政の仕事を根本的に見直すことにもつながります。行政職員は、単に市民公益活動への認識を深めるだけでなく、そうした機会を前向きに捉え、日常の業務の見直しや発想の転換を行う姿勢が求められます。

(第2項)

市民公益活動を行う市民が、行政からの委託を受け、公金を使って事業を行う場合には、第19条に規定する財政支援を受けて活動する場合と同様に、行政、市民に対して説明責任を果たさなければいけません。



※新しい公共…行政からの権限移譲等を受け、市民が公共サービスの担い手となることで、行政が提供する一律の公共サービスから真にニーズのある公共サービスへの転換を図るという考え方。

【第5章 地域自治】

(地域自治の推進)

第21条 市民及び行政は、地域自治を推進するため次に掲げる仕組みを協働して整備するものとする。

- (1) 地域でできることを地域で実行するための仕組み
- (2) 地域の意見を市政に反映するための仕組み

【解説】

市民による自治を拡大し、地域自治を推進するためには、市民が身近な地域の将来像（ビジョン）を共有し、地域の課題を自らのこととして捉え、その解決のために自ら考え、行動することが必要です。

(第1号、第2号)

本条例では、協働のまちづくりの基本を、「自助、共助、公助（補完性の原則、12ページを参照）」としています。

個人（自助）ではできないことを、「地域で行う」ことが共助であり、地域で解決できないことを「地域の意見として市政に届ける」ことで公助を求めることになります。

こうした仕組みは、市民、行政のどちらか一方のみが整備するものではなく、それぞれの地域の実態に即して、市民と行政とが協働で整備する必要があります。

(地域まちづくり組織)

第22条 市民は、地域のあるべき将来像を定め、地域自治を包括的に推進するための組織として、地域に一を限り、当該地域のまちづくりを行う組織（以下この条において「地域まちづくり組織」という。）を設置することができる。

2 地域まちづくり組織は、当該地域の全ての市民に開かれたものとし、当該地域の計画的で継続性のあるまちづくりに取り組むものとする。

3 市民は、地域の課題を共有し、協働して解決していくために、地域まちづくり組織の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

地域自治を推進する組織（地域まちづくり組織）について規定しています【図1】。

地域では町内会などのコミュニティ団体のほか、民生委員、児童委員、青少年育成推進員、消防団、PTA、老人会、婦人会、子ども会など様々な個人、団体が活動を行っています。また、地域内では、ボランティア団体やNPO法人などの地縁によらない（活動範囲を地域に限定しない）団体も市民公益活動を行っています。

地域の課題を効率的かつ効果的に解決していくためには、それぞれの地域の実状に応じて、これらの市民が連携、協力することが求められます。

(第1項)

地域まちづくり組織は、その地域に住む住民の自発的な意思に基づき設立されるべきものであり、ここでは「設置することができる」と規定しています。

現在、地域のまちづくりに関しては、町内会などの地縁組織がその中心的な役割を担っています。しかしながら、町内会長はじめ、地域の役員のお多くは一年間の任期であるために、時代の変化に対応できる柔軟な組織づくりや長期的な視点からのまちづくりは、なかなか進んでいないのが現状です。

このことを踏まえ、本項では、地域まちづくり組織は、地域の将来像（ビジョン）を定めて、それに向けて活動するものと規定しています。

なお、本条における「地域」は、小学校区単位を想定しています。

市内には、従来の行政区（新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端）と小学校区の範囲が異なる地域もあります。「地域をどの範囲にするか？」ということについては、意見が分かれるところですが、これからのまちづくりは、「女性や子どもの参加」、「将来の碧南市を担う若い世代や、新たに市外から転入してくる市民の馴染みやすさ」といった視点から、「小学校区」を単位とした組織づくりを考えていく必要があります。

(第2項)

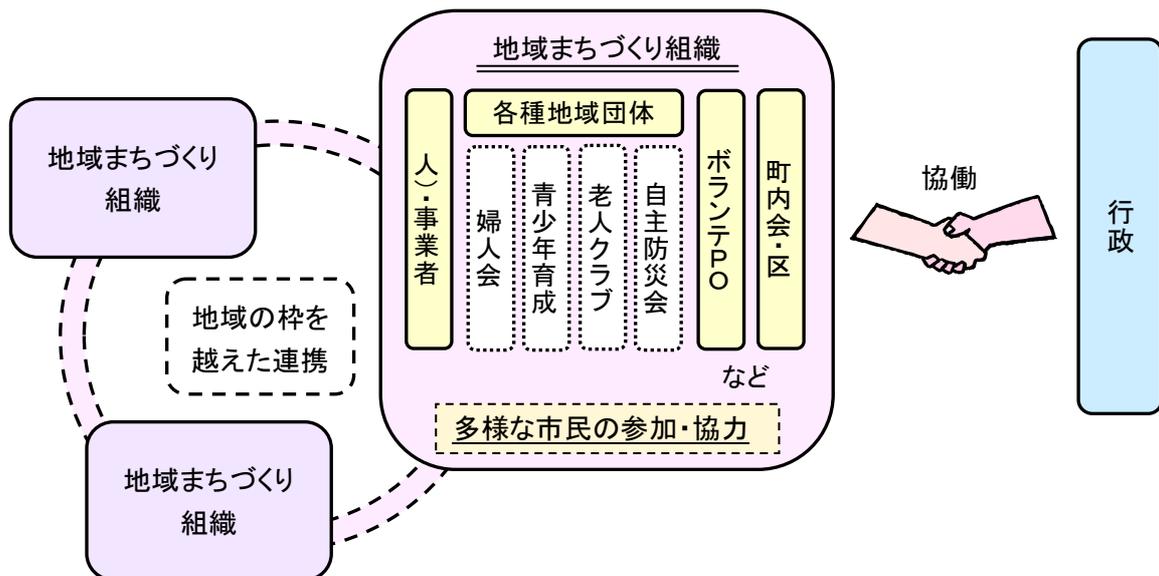
地域まちづくり組織が、地域自治を包括的に推進する組織である以上、当該地域のすべての市民が参加できるものでなければいけません。また、前項に規定する、将来像（ビジョン）の実現に向けては、その活動が計画的で継続性のあるものである必要があります。

(第3項)

地域自治を推進し、より住みよいまちを作っていくためには、地域の課題を共有し、地域の様々な市民が地域まちづくり組織に参加、協力する必要があります。また、複数の地域まちづくり組織が連携して、地域の枠を越えたより広域的な課題解決に取り組むことも考えられます。

こうした活動には、地域住民の理解と協力が欠かせません。特に当該地域内にある町内会などの地縁組織については、その中心的な構成員としての積極的な参加、協力が求められます。

【図1】地域まちづくり組織イメージ



【第6章 雑則】

(条例の検証等)

第23条 行政は、この条例の検証等に当たっては、市民との協働で行うよう努めるものとする。

2 行政は、前項に規定する検証の結果、この条例及びこの条例に基づいて行われる制度等の見直しが必要と認められる場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条例の推進、検証、見直し等について規定しています。

(第1項、第2項)

条例の推進、検証等については、施行後、当然に実施されていくものですが、本条例は、市民と行政の協働について規定しているものであることから、その推進、検証にあたっては、行政のみが行うのではなく、市民の意見を反映するよう努めるものとしています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行日を定めています。